

## 平成22年2月定例会 3月3日

2番（**吉村和武**君） 県政クラブの**吉村和武**であります。

本日は、三月三日のひな祭りであります。本県では、河北町の「谷地ひなまつり」などが有名であります。県内各地においても、それぞれ特色を持ちながら県民に親しまれております。

以前、少年非行問題に造詣が深い弁護士の方と話をさせていただいたとき、正月や節句などの年中行事を家族でしっかりやっている御家庭のお子さんは非行率が低いという興味深い話をおうかがいいたしました。数的調査は存じ上げませんが、そういった行事が家族のきずなや地域でのコミュニティーの維持につながり、道徳教育面で良好な影響を及ぼすことは、容易に推測できます。

ひな祭りは、現在は女の子の幸せを祈って飾られ、祭られておりますが、さかのぼると三百年ごろの中国の上巳節が起源と言われております。

当初は、季節の変わる時期は災いをもたらす邪気が入りやすいとされ、三月上旬の「巳の日」に水辺で邪気を払う行事が行われておりました。この上巳節が、遣唐使によって日本に伝えられ、神事と結びつき、人形（ひとがた）で体をなでて川に流すようになりました。流しびなはこの流れを継いだものであります。やがて武家社会が広がりを見せ、江戸幕府が五節句の一つに定めると、五月五日が男の子の節句、三月三日が女の子の節句として定着していき、人形づくりの技術が進歩して人形が高級化していくにつれ、川に流すものから飾るものになっていったと言われております。

現在、子供の健やかな成長を祈ることはもちろんであります。もともとは民の災いを払う意味合いのものであります。

今、翻って山形県を見ると、まさに知事、副知事を初め職員の皆様は、県民の災いや困難を取り除くべく頑張っておられます。ぜひ、今後とも、県民のために御努力いただきますことをお願い申し上げます。

吉村県政がスタートしてから一年余りが経過いたしました。吉村知事におかれましては、主婦から知事に転身され、戸惑いもあったかと存じますが、これまでしっかりと県政運営を行われてこられましたことに、まずもって敬意を表させていただきます。

知事選挙中にマニフェストで掲げられました各項目につきましては、一年目にもかかわらず大分実行に移されたと思います。例を挙げますと、知事退職金の廃止、副知事二人制の条例改正、雇用対策、知恵袋委員会、少人数学級の推進等でございますが、非常にスピード感を持って各施策に反映されたと思います。一年が経過し、今後は各施策の課題を整理し、内容をしっかりと高めていくことが必要であるのももちろんのことですが、知事職につかれてから改めて実感された、あるいは新たに起こってくる県政課題にもしっかりと対応していかれることが重要であると考えます。

県民の期待は大きいものがございます。これまでの対話による県民の目線の県政運営を今後とも続けていっていただきながら、県民に夢を与える県政を実現いただきたいと思います。

ます。今年度は、骨格予算でのスタートでしたが、今定例会で審議される平成二十二年度予算は、まさに知事の思いがしっかりと込められたものであると存じます。

国の政権交代により、急激な公共事業の減少や有機EL関連事業の行方などが心配されましたが、国に働きかけるものは迅速に働きかけていただき、予算を確保し、その上でマイナスの影響が出るものは、県の平成二十二年度予算でしっかりと対応いただけるものになっていると思います。特に、公共事業に関しては、県単独事業をほぼ五割増しに積み上げていただき、非常に厳しい状況が続く建設関係にとっては、期待感の強いものになっていると思います。

これから、私なりにさまざまな県政課題について所感を交えながら質問させていただきますが、執行部の前向きな御答弁を期待申し上げ、質問に入らせていただきます。

遊休財産の有効活用について、吉村知事にお伺いいたします。

昨年度、包括外部監査が「県有財産の有効活用について」をテーマに行われ、三月に報告書が提出されました。事情をできるだけ考慮せず、極めて客観的に機会損失額等が計算されたものであります。十一の指摘、百七の意見、六つの提言がなされました。地方自治法の改正により、行政財産の賃貸が可能になり、今後、県有財産の効率的運用がより必要となってくることは言うまでもありません。

これまでも議会で議論になりましたが、県都山形市の山形駅西口の土地は、平成十三年二月までに六十七億五千七百万円で土地開発基金により先行取得がなされました。目的は、御案内のとおり、昭和三十七年に建設された県民会館の老朽化に伴う新文化施設建設のためであります。

平成五年三月に、県都の玄関口にふさわしく後世に誇り得る風格のある施設とするなどの中身が盛り込まれた新文化施設整備基本構想が策定され、平成八年十二月に新文化施設管理運営計画が策定され、平成十二年三月には基本設計が策定、同七月に内容を県民等に開示し、意見聴取がなされ、平成十五年三月に基本設計の修正が行われ、二千席のオペラハウス風仕様の客席を持つ、当時では最新の施設概要案が示されました。建設費約百六十億円、土地開発基金からの買い戻しの用地費約六十八億円の、事業費総額約二百二十八億円という大プロジェクトでありました。

県民の期待もあったわけですが、同時に県財政も悪化の傾向が顕著になり、平成十五年度には、新県民文化施設建設新手法研究会によるPFI等の整備方法・資金調達方式の検討がなされ、翌十六年度にも、同研究会による県内の技術力を生かした建設手法の検討がなされておりましたが、十七年度になり、齋藤県政の箱物整備の方針に基づき計画が凍結され、事実上議論は終結され、今日に至っております。

前述の外部監査においては、この土地に関しまして、含み損が十六億九千六百万円に上る可能性があり、年間の機会損失は一億五千四百万円であるとの意見がなされました。毎年毎年県民の損失が拡大していくとの厳しいものであります。

それを受けまして、今年度は、農林水産部において産地直売の市が開催されるなど、利

用促進が図られ、一定の成果を上げました。その事業自体は評価に値するものと考えますが、私が申し上げたいのは、根本的な方向性の問題であります。

山形駅西口には、再開発の拠点として、山形県と山形市の初の事業コンペ方式による霞城セントラルが、平成十三年一月に官民複合型ビルとして誕生いたしました。また、同三月には、八百六名の収容が可能なコンサートホール山形テルサが、雇用促進事業団と山形市により建設されオープンいたしました。現在は、山形市が取得し管理運営を行っておりますが、このホールは、新文化施設の建設計画が進む中、多目的ホールとの差別化を図り、新文化施設との相乗効果が期待されたわけであり、この二つの建物に挟まれるようにして、現在、県の土地は眠っております。

私の前職は営業でありましたが、店舗は霞城セントラル内にありました。二〇〇一年一月のミレニアムオープン当初より、ビルの管理会社とビル内の各テナントは、駅西口活性化のため資金と労力を負担し合い、さまざまなイベントを企画してまいりました。しかし、予想より駅西口への動線は拡大せず、再開発は成功とは言えない状況であり、テナントの中には撤退したのも数多くございます。マンション群が立ち並び、定住人口は増加いたしました。県都の西の玄関口としましてはもっとにぎわいが必要であると考えます。

これまでも先輩議員から議会での質問がなされ、暫定的な有効活用を図っていく旨の答弁がなされてまいりました。私も昨年度、いずれ取り壊しになる霞城公園内の県体育館と武道館を併設した文化施設の建設等の御提案をし、同様の答弁をいただいております。現在、山形市においては、モンテディオ山形のJ残留もあり、駅西の土地については、さまざまな議論が県民・市民の中で起こっております。一例はスタジアム、一例は物産館、もちろん文化施設という御意見もあります。結局売却されてマンションでは、これまでの意味がないのではないかと御意見もちょうだいいたしました。

外部監査の結果もかんがみ、吉村県政の新たな課題として、駅西の土地の問題を暫定的にではなく真剣に議論すべきときに来ているのではないかと考えます。吉村知事の御所見をお伺いいたします。

次に、県民参加の森づくりの新たな展開について吉村知事にお尋ねいたします。

鳩山首相は、昨年九月二十二日、国連総会の一環として開かれた気候変動首脳会合において、中期目標として、一九九〇年比で二〇二〇年までに温室効果ガスの排出量を二五%削減することを目指すことを表明され、国内外から注目を集めました。それを受け、先月十七日に環境省が、温室効果ガス削減の目標達成に向けた工程表の素案を公表、今月末までに工程表の取りまとめを行う予定とされております。

相当高いハードルではありますが、今後、新エネルギーの議論が進み、環境産業の発展に向けたさまざまな国策が講じられるものと推察いたします。このような中、二酸化炭素の森林吸収による地球温暖化防止や生息する生物の多様性など、森林が有する多面的な機能に対する期待が高まりを見せております。県土面積の七二%、六十七万ヘクタールの森林を有する本県においても、これまでさまざまな森林整備施策が行われてまいりましたが、

松くい虫やナラ枯れ等の森林病虫害による被害は拡大傾向にあり、手入れの行われていない森林などもふえ、森林の荒廃はいまだに大きな課題となっております。

今後、温室効果ガスの排出削減目標を達成する上においては、豊富な森林資源を活用した幅広い県民の参加によるすそ野の広い森づくりが非常に有効であり、あわせて産業の振興や雇用の創出などの視点も加えた振興策が不可欠であると考えます。

昨今の報道によれば、企業等の社会的責任・CSRの一環として、企業のイメージアップ、地域社会との協調、社員等の環境教育や福利厚生、環境の保全等を目的とした企業による森づくり活動が盛んになってきていると聞いております。昨年三月に、日本たばこ産業株式会社による「JTの森 鶴岡」森づくり協定の締結式が県庁で行われましたことは、記憶に新しいものがございます。

こうした動向を踏まえ、地域と企業が連携して森づくりを進めるなど、森林と人との密接なつながりによる新たな森づくりの施策をどのように展開していくお考えか、吉村知事の御所見をお聞かせください。

吉村知事は、農林水産業の再生をマニフェストの柱に据え、就任後も農林水産業の産出額をアップさせるべくさまざまな取り組みをされてこられました。事実、長期計画など県のさまざまなプランを拝見いたしますと、多数、農林水産業の施策が冒頭にかなりのボリュームで載っており、意気込みを感じます。

本県において、農林水産業は基幹産業と位置づけられてまいりました。しかし、現実には、後継者不足や生産費の高どまりなど、関係者は非常に厳しい環境での経営を余儀なくされ、農業においては耕作放棄地の増加など、喫緊の課題が山積しております。ある農業団体の理事長とお話をしたとき、「産業というものは利益がしっかりと出るもののことを言うんだ。そういう意味では農業は基幹産業とは言えない現状だ」と嘆いておられました。農業の総生産額は、県内総生産額の約三％ではありますが、他産業への波及効果や県土保全の観点からも、今後も基幹産業と言える発展を期さなければならないと考えますし、逆に、伸びさやがある分野でもあると考えます。

そういった観点から、農林水産部長に農業産出額アップに向けた園芸支援策についてお伺いいたします。

県は、これまで、平成十六年度から十八年度は園芸プロジェクト支援事業として、十九年度から二十一年度はやまがた園芸担い手チャレンジプラン支援事業、園チャレという名称で親しまれておりますが、実施し、園芸の振興を図ってまいりました。園チャレでは、ハウス整備や共同利用機械の導入などで活用がなされ、三カ年で百八十四事業が実施され、一定の効果を上げられました。その一方で、三名以上による申請が必要などの要件の課題の指摘もございました。そうした背景の中、本年度から知事の肝いりで農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業が始まり、事業メニューや要件を設定しないいわゆるオーダーメイド型の支援体制の構築により、園芸においては園チャレとの二本立てとして、より園芸従事者の意欲向上につながったものと評価をいたします。

これまで、事業効果として産出額や雇用創出に効果があったと考えますが、どういう実績であったのか、農林水産部長にお伺いいたします。

園チャレ終了とともに、県では、来年度新たな支援事業「活力ある園芸産地創出支援事業」をスタートさせるとお聞きしております。今風に言うと園活というのでしょうか。内容としては、園チャレを踏襲しているようでありますが、新たに事業タイプの中に市町村支援型というものが加わりました。

注目すべき点は、これまで同様の三分の一の補助率を基本に市町村が独自に補助する場合、県が補助率の二分の一を上限に市町村と協調して上乘せ補助をする点であります。この取り組みは、市町村の振興策を後押しする意味からも、非常に期待が持てるのではないかと考えます。ただ、対象品目に関しましては、市町村が定める重点振興品目となっており、追加可能とはなっておりますが、市町村の振興戦略と県との綿密なやりとりが必要不可欠であると考えます。

各市町村と今後どのように体制を構築していくお考えかお尋ねいたします。

また、施策の性質上、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業は自由度が高いものがありますが、意欲向上の側面の効果が大きいと考えられ、活力ある園芸産地創出支援事業は県としての戦略をしっかりと反映していかなければならないと考えます。

農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業は、来年度は本年度の約三倍の予算が計上されておりますが、利用者側の意識も加味しながらどう相乗効果を図っていくお考えか、農林水産部長にお伺いいたします。

次に、安心して子供を出産できる環境の整備について子ども政策監にお伺いいたします。

子育て支援は、吉村知事が掲げる温かい県政の象徴的な事案であり、長期計画においても、人口減少適応策から人口減少抑制策への方向転換の方針があり、少子化の歯どめはまさに喫緊の課題であります。少子化対策には、個々の施策の中身に加えそれぞれが一貫した方向性により、子育て世代の親御さんに安心感を持っていただくことが非常に重要であります。そういった観点から、来年度事業に盛り込まれた認可外保育施設への助成はまさに画期的であり、計画段階での職員の労力は相当であったと思いますが、その効果に大いに期待するところであります。

また、新年度の部局改編で子ども政策室が子育て推進部に改編されるとうかがっておりますが、これは、子ども政策室で方向づけられた子育て支援の推進策にさらに力を入れて具体的に推し進めるための改編であろうと思います。

子供を安心して産み育てる社会づくりに向けた取り組みが加速していくことになると思いますが、中でも、出産に対する環境整備は必要不可欠なものであります。これまで、県は、妊婦の健康診断に対する公費助成、また、不妊治療に悩む方々への相談や不妊治療に対する助成など、出産に対する支援を行ってこられました。申すまでもなく、出産は御両親のみならず御家族を初め周りの方々の大きな喜びとなりますが、一方で、母親と生まれてくる赤ちゃんには少なからず危険が伴うケースがあることもまた事実であり、その不安

も抱え、克服しながら出産に至ります。

私も二人の子供の出産に立ち会いましたが、事実そうでありました。特に、晩婚化による三十代以上の出産が増加傾向にある中で、ハイリスクの妊産婦や新生児への対応がますます重要となってきております。周産期医療については、これまでも母体救急の問題や産科以外の母体の急性疾患への対応の問題も提起されてまいりました。

このような中で、ことし四月に、県立中央病院に高度専門的な医療を提供する総合周産期母子医療センターが開設されるとうかがっております。これまで危険を伴う出産には、新生児集中治療管理室・NICUなどを有する病院が連携をとりながら対応しているとのことでありましたが、センター開設により、安心して出産できる環境がより一層充実されるものと期待をいたしております。

今後、安心して子供を出産できる環境づくりを進めるに当たって、この総合周産期母子医療センターの開設を含め、子供が生まれる前から生まれた後の保健や医療についてどのように充実させていき、少子化対策に向かわれるのか、鏡子ども政策監にお伺いいたします。

国においては、公立高校の実質無償化に向けて大きく教育予算の変革がありました。九千九百円の補助を土台に、私立高校においては収入によって段階的に支援を厚くし、お子さんを高校に通わせる家庭の負担軽減を図るものであります。これによって、本県でも、公立高校は実質無償に、私立学校においても年収約三百五十万円未満の世帯となりますが、負担軽減になります。

そこで懸念されたのが、公立は無償になるわけですので、有料である私立との公私間格差が広がらないかということでもあります。少子化の影響をまともに受ける教育界では、特に私学は生徒の確保が生命線であり、学校経営そのものにかかわる問題と受けとめられておりました。幸いに、本年度の出願状況を見ると、私学側の努力もあつたせいほとんど影響がなく、逆に専願が伸びている高校もあり、関係者は胸をなでおろしたところであります。

他方で、私学も公教育基盤の一翼であるという位置づけにもかかわらず、その経営基盤はまだまだ弱く、行政としてしっかりと支えていく必要があることに変わりはありません。

山形県議会も、昭和四十六年に私学振興議員連盟を超党派で組織し、私学の振興を訴え続けてまいりました。来年度は、特に、高校の新入学生が皇太子殿下の御成婚の関係で増加することもあり、一般補助金の補助率が四四％維持の場合、一人当たりの単価はマイナス一万円強になり、深刻な状況が予見されておりました。議員連盟でも、知事を初め関係部局に要望を繰り返し行ってきたわけではありますが、最終的に来年度予算では一・五％増の四五・五％の補助率となり、年収四百五十万円未満世帯に対する授業料軽減補助の県独自の助成の積み増しと相まって、県内私立高校にお子さんを通わせる環境整備が進んだと考えます。

私が驚いたのは、本定例会冒頭の知事説明で、五〇％という数字を知事が上げられて私学振興への思いをお話されたことでもあります。私学関係者にとっては、非常に力強い言葉ととらえられたと存じますが、今後、財政事情を考えながらの工程になっていくと考えられます。

改めて、私学に対する思いと今後の一般補助金の補助率引き上げの考え方について、吉村知事にお尋ねいたします。

また、来年度から、私学振興部門の所管が教育庁教育やまがた振興課から総務部への移管がなされることが示されました。山形県においては、平成七年度までが総務部所管、そして以降平成十七年度までが文化環境部、そして本年度までが教育庁所管と、それぞれの時代で移管がなされてまいりました。

教育庁所管になっている都道府県は、現在、秋田県と山形県の二県のみであり、先日調査で秋田県に伺ったとき、秋田県は私立高校が五校と極めて少なく、生徒数も県内全高校生の約一割程度である旨のお話をお聞きしました。山形県とは全く事情が異なります。

さきの一般補助金等の関係上、極めて県行政とは財政的な結びつきが強いわけであり、総務部への移管は時勢を得たものに思えます。ただ、心配な点として、円滑な業務の引き継ぎができるかという点と、現在、就職内定率の向上や特色ある教育環境の整備など、教育庁で対応している課題を総務部がどのようにしっかりと対応していくかという点であります。

これらの点を踏まえ、総務部としてどのような体制構築をされていくお考えか、総務部長にお伺いいたします。

次に、公社の見直しについて土木部長にお尋ねいたします。

財団法人山形県下水道公社は、昭和六十二年四月に設立され、県からの委託を受けて流域下水道の下水処理を行っているわけですが、平成十八年一月策定のやまがた集中改革プランにおいて、県のアウトソーシング先としての役割は終わったとして、完全民間委託へ移行することで平成二十二年度末廃止と整理されました。

下水道は、電気や水道などと並ぶ重要なライフラインの一つであり、事業としては各家庭から出される生活排水を処理し、きれいな水にして河川に流し、公共用水域の水質を保全するという極めて公共的なものであり、地球環境を守るためにも、安全安心な県民生活を送る上でも、大きな役割を果たしていると思います。下水道公社がその責務を一身に担い、下水処理を万全に行ってきたことが流域関連市町や県民の方々の信頼を得て、県として流域下水道事業が順調に執行できてきた一つの要因となっていると考えます。

民間への包括委託が完全導入になるとすると、一つ懸念に思うのが海外企業の参入であります。実際に、現在、他県では、委託先JVの中にフランスの企業が入ってきている県が二県ございます。ライフラインとしての機能も備える下水道事業としては、いささか不安に思うところがございますし、公社廃止に当たった議論も、廃止ありきの感がいたします。現在、民間へという流れが部局を問わずあるわけでございますが、こういった時代

だからこそ、しっかりと行政が責任を持ってしなければならない分野とその見きわめは必要であろうと考えますし、仮に民間へと変わった場合、県民に不安を与えない事業の継続が望まれます。

廃止と定められた日までほぼ一年となりましたが、下水道公社が長年培ってきた信頼や蓄積されてきた下水処理のノウハウが、民間委託に変わっても支障なく継続できるのか、県民がこれまでと変わらず安心して下水道を使えるのか、廃止に向けた現在の検討状況について土木部長にお伺いいたします。

分離・分割発注の促進について土木部長にお尋ねいたします。

現在、本県には、高い物づくりの技術の継承がなされ、さまざまな職種で職人さんと呼ばれる人たちが働かれております。また、中小企業においても、共同組合等を形成し、独自の技術力を生かしながら共同受注を行い、県内の物づくりの産業の一角を担っていただいております。

このたびお示しいただきました第三次山形県総合発展計画の中でも、物づくり産業群の基盤力の強化として、高度な技術や技能を継承・発展させる人材の育成・確保を図るとうたわれております。また、先日の物品調達に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針の中で、印刷物などの発注を優先的に県内企業に行う旨の決定があり、地場産業の育成に軸足を置いた県の方向性が明確になりました。

地場産業を一番底辺で支えていただいているのがこの中小企業であり、職人さん方です。商工労働観光部においては、こういった方々に光を当て、産業基盤に育成していく展示会などの取り組みをこれまでしてこられました。しかし、実効性という観点からは、さらなる県としての取り組みが必要かと考えます。

土木部所管の建築工事の中にも、こういった組合がかかわる職種が多数存在します。板金・建具・塗装・左官・畳・家具などがその代表例であります。先日ある組合の方のお話をお聞きしたところ、十年前から比べ組合員数は三分の一になってしまったとのことでした。建築物全体の仕事量の激減に加え、ダンピングなどの問題もあり、とても弟子を持たないあるいは仕事を続けていけないと廃業していかれたそうであります。後継者不在の環境悪化が進み、技術の伝承もままならず、組合自体が消滅してしまうことも考えられると非常に心配をしておられました。産業構造の変化の一言では済まされない文化的な問題でもあります。

こうした背景を受け、市町村によっては建築物件の分離発注を初め、技能と人材の確保に動き出しているところもございます。この危機的状況を考慮し、県においても、県内一円で組織する組合の業種などに分離・分割発注を行うべきと考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

以上で私の壇上からの質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。



知事（吉村美栄子君） きょうはひな祭り、御家庭であるいは県内各地でさまざまなおひな様の行事が行われていることと存じます。すべての子供たちが健やかに育つように、心よりお祈り申し上げるものであります。

さて、ただいま議員より、私に対しまして三つの御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、遊休財産の有効活用についてでございます。

新県民文化施設の整備につきましては、これまで県内各地域における文化振興のための施策のあり方から議論が進められ、基本構想の策定に始まり、基本設計の策定、見直しなど、検討を進めてまいりましたが、厳しい財政状況に加え、現施設の長寿命化が図られたことなどを踏まえ、整備計画の凍結という状態が続いております。

また、昨年十月にお示した平成二十二年度当初予算編成方針におきましては、これまで継続してきたマイナスシーリングを基本的に行わないと改める中で、建物の整備については、依然として厳しい財政状況にかんがみ、限定的に取り扱うこれまでの考え方と同様としたところであります。

こうしたことも踏まえれば、現段階においても計画の凍結に至った事情に大きな変化は見られず、今すぐ整備に向け動き出す状況には至っていないと言わざるを得ません。

凍結措置を継続している間に、本来の構想と異なった機能に言及される例を仄聞しておりますが、現構想は、山形駅西の持つポテンシャルに着目した都市機能のあり方を具体化したものであることを改めて確認する必要があります。

すなわち、この整備構想のうち、官民複合型ビル霞城セントラルやコンサートホールなどを有する山形テルサがオープン・稼動する中で、新県民文化施設が担うべき役割・機能はいまだに存在していると認識しておりますが、一方で、その今日的な意義についても検討が必要ではないかと考えているところでございます。

二つ目でございます、県民参加の森づくりの新たな展開についてでございます。

本県の森林は、水源の涵養や災害の防止、さらには地球温暖化防止への貢献など多面的な機能を有しており、これらの森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことは、森林所有者のみならず、私たち県民に課せられた重要な責務であると考えております。これまで、県では、平成十五年度にやまがた公益の森構想を定め、平成十九年度からやまがた緑環境税を導入して、市町村やNPO、ボランティアなどの幅広い参画による県民みんなで支える新たな森づくりを進めてきたところであります。

近年、地球温暖化対策として森林資源が注目される中、企業の社会的責任や環境配慮の面などから、企業による森づくりへの関心がとみに高まってきております。こうした動きを契機として、県民参加の森づくり運動の一層の拡充を図るため、企業と地域が一体となった取り組みを進めることが肝要であります。

そこで、企業と森林の所有者に県が加わって三者で協定を結ぶこととし、活動候補地の仲介や技術支援などを行うほか、それらの活動を地域全体で受け入れる態勢を整え、経済

効果も生み出せるように、県としても積極的に関与していく考えであります。さらには、県民の方々が気軽に森づくりに参加することができる場所を確保するとともに、森づくり活動の成果を二酸化炭素吸収量に換算して、「森の貯金通帳」に記帳する仕組みや、企業の活動による二酸化炭素吸収量の認証制度への取り組みを進めてまいります。これらを通じて、県民参加の森づくりの輪を一層広げるとともに、古くから里山と人々の暮らしは深いきずなで結ばれてきたことに思いをいたし、里山における交流の推進と地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

こうした本県独自の森づくりの取り組みを「やまがた絆の森プロジェクト」と名づけ、関係の皆様との連携を強めながら、積極的に進めてまいり所存であります。

三つ目でございます、私立高校一般補助金の補助率引き上げの考え方についてお答えをいたします。

各私立学校におかれましては、それぞれの建学の精神に基づいた特色ある教育を実践されているところであり、時代の要請にこたえ地域社会にも数多くの有為な人材を輩出してこられました。私立学校は、本県教育の一翼を担い、本県の学校教育の振興と充実に御尽力をいただいているところです。こうした認識に立って、私は、かねてより経営基盤の安定と保護者等の負担軽減等を進めることにより、公私間の格差の是正に取り組まなければならないことを痛感しておりました。このたびの私立高校に対する一般補助金につきましては、多様な人材をはぐくむその重要性にかんがみ、補助率を標準運営費の四四％から四五・五％に引き上げることとしたところです。さらに、私立高校生等の世帯に対して、公立高校の授業料相当額を就学支援金により助成するとともに、低所得世帯に対しては、県単独で新たな授業料軽減のための助成制度を設け、家計負担の一層の軽減を図ることいたしました。

今後の私立高校一般補助金の補助率引き上げの考え方につきましては、県の財政状況を踏まえながらになりますが、毎年度の私学を取り巻く環境を十分しんしゃくしながら、段階的に補助率を引き上げ、定例会冒頭に申し上げましたように、補助率を標準運営費の五〇％にしていく考えであります。

こうした取り組みによって、私立高校の教育条件の維持・向上と家計負担の軽減を図り、経済的事情にかかわらず、生徒が安心して学べるよう、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

子ども政策監（鏡京子君） 安心して子供を出産できる環境の整備についてお答えいたします。

議員御指摘のように、産科合併症などのリスクの高い妊娠や二千五百グラム未満の低出生体重児の割合が増加する傾向にあり、周産期医療体制の整備の重要性が増してきております。

このため、県では、この四月に県立中央病院に二十四時間対応の総合周産期母子医療セ

ンターを開設し、新生児集中治療管理室・NICUや、リスクの高い妊婦のための母体・胎児集中治療室・MFICUを備えるとともに、来年度において、出産時の救急要請等に対応するため、新生児用ドクターカーを配置し、高度な周産期医療を提供してまいります。あわせて、このセンターとの連携のもと、NICUを備えた複数の医療機関を地域周産期母子医療センターに位置づけ、母体や新生児の救急搬送・受け入れのためのネットワークの整備を図ってまいります。

また、安全な出産のためには、母体と胎児の健康管理が重要であることから、引き続き、妊婦健康審査について助成を行うとともに、適切な受診や妊娠期の過ごし方など、広く情報提供を行ってまいります。

その他、疾病の早期発見、早期治療のため、現在、全新生児を対象に先天性代謝異常等検査を実施しておりますが、今後さらに、新生児聴覚スクリーニングについても実施率向上に努めるなど、県民の皆様がより一層安心して出産できる環境づくりに取り組んでまいります。

総務部長（藤田穰君） 私学振興部門の総務部への移管についてのお尋ねをちょうだいいたしました。

本来、私学振興につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりますれば、知事が管理執行することとされております。現在は、地方自治法に基づき、教育長による補助執行という形をとっておりますが、国の方針等を受けた新たな施策展開に伴う予算面や制度面での対応に力点を置くという趣旨から、今般、予算調製や法人指導などを担当する総務部で所管することを提案させていただいたところでございます。

所管はかわることとなりますが、議員御指摘の私立高校生の就職内定率の向上につきましては、引き続き、公立学校・私立学校間の情報共有を図り、教育委員会を初め雇用労政部門を担当することとなる生活環境部や商工団体・事業所とのかかわりが強い商工観光部等と十分な組織連携を行いながら、求人要請活動を初めとする各種の就職支援に取り組んでまいります。

また、私立高校の一般補助金の補助率を将来的に標準運営費の五〇%にすることを見据え、今般、これを四四%から四五・五%に引き上げることを提案させていただいているところでありますが、今後は、関係部局との緊密な連携のもと総務部が中心となりまして、私学の独自性等にも十分配慮しながら、各種施策の充実を図ることにより、お話にありました私立学校の特色ある教育環境の整備につきましてもしっかりと取り組んでまいります。

農林水産部長（森谷裕一君） 農業産出額アップに向けた園芸支援策についてお答えを申し上げます。

やまがた園芸担い手チャレンジプラン支援事業でございますが、平成十九年度から三年

間で百八十四事業を実施いたしてありまして、その総事業費は約二十二億六千万円、これに対する県の補助額は約七億五千万円となっております。

本事業による実績といたしまして、産出額について申し上げますと、基準年の平成十七年度のデータでございますが、九十五億円から平成二十一年度は百二十四億円、二十九億円の増加が見込まれております。また、雇用面では、平成十九年度の雇用実績と平成二十一年度の雇用の見込み数を比較いたしますと、六カ月未満の非常に短期の雇用でございますが、ここでは千百十一人の増加、それから、六カ月以上の雇用では二十六人の増加が見込まれております。園芸産地の活性化と地域雇用の創出に大いに貢献できたものと認識をいたしてあります。

今後、さらに園芸作物の産出額の増大を図っていくためには、市町村との連携により産地振興を重点的に推進していくということが非常に重要であると考えております。このため、来年度から実施する活力ある園芸産地創出支援事業においては、従来どおりの三分の一補助で支援する産地拡大支援型に加えて、新たに市町村独自の補助に県も協調して上乘せ補助をする市町村支援型の事業メニューを設けたものであります。事業の実施に当たっては、市町村の振興戦略との整合性を図るため、支援対象となる重点振興品目については、総合支庁単位に市町村等関係機関が参加して設置をいたしてあります広域農業振興会議というのがございますので、この会議が定める振興品目の中から選定をしまいたいと考えております。

一方、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業、いわゆるオーダーメイド型支援であります。この支援事業においては、初年度の平成二十一年度は五十七プロジェクトを採択いたしましたけれども、採択された方から寄せられた声としては、この方は女性の方なんです。 「今回の採択を契機に、女性のセンスを生かした商品開発をして、農業に新しい風を送り込みたい」といった意気込みが寄せられるなど、多くの農林漁業者から「画期的な制度で生産意欲がわく」と、評価する声をいただいております。

このような生産現場の期待にこたえていくために、平成二十二年度は助成の規模を大幅に拡充することとしたものであります。

農林水産業を核とした産出額の増大に向けては、県や市町村の戦略に沿った産地形成の取り組みを強力に支援する活力ある園芸産地創出支援事業と、既存事業の型にはまらない自由な発想と取り組みを促す農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業の両事業の特徴を生かして、現場の元気を引き出しながら、農林水産業の再生を目指してまいりたいと考えております。

土木部長（鹿野正人君） 私からは、二つの御質問にお答えをしたいと思います。

まず一点目ですが、公社の見直しについてでございます。

下水道公社は、流域下水道処理施設の維持管理の受託、下水道技術者の確保・養成などを目的に昭和六十二年に設立され、県の業務を補完・代行する役割を果たしております。

現在、やまがた集中改革プランに沿って平成二十年度からの三年間、包括的民間委託を下水道公社において試行しておりますが、下水処理方法の効率化や電気・薬品等の調達方法等の改善によるコスト縮減の余地が余りないこと、監視・評価や汚泥処分など民間ではできない業務が依然として残ることなど、包括的民間委託を本格導入する際の大きな課題がわかってきたところでございます。

また、下水道公社を廃止した場合、下水道法で定められております有資格者をどこに配置するのが適切か、公社が長年培ってきた信頼や蓄積されてきた下水処理のノウハウをどのように継承していくのかという課題もでございます。これらの課題への対応を現在検討中ではありますが、県民の皆様が引き続き安全安心に下水道を使用できることを第一に考え、行政改革・コスト縮減の観点も含め、今年度中にも流域下水道事業の維持管理体制のあり方について方向づけしてまいりたいと考えております。

続きまして、分離・分割発注の促進についてでございます。

本県の地域経済を支える中小企業や職人の育成・確保は、非常に重要なことと考えております。このため、県工事の発注につきましては、県内企業並びに県産品の積極的な活用を建設産業団体等へ依頼するとともに、工事の特記仕様書におきましても、元請業者に対して地元企業・職人の活用を求めているところでございます。さらに、修繕工事等につきましても、特定の業種への発注は可能な場合もあるため、工事内容に応じ細かな業種指定による発注に努めております。

しかしながら、新築や増築工事では、多様な専門分野の技術を持つ多くの職人の方々がさまざまな部材を複雑に構築するため、分離・分割発注を実施した場合、工程管理や品質管理の難しさ、工事経費の増加、事務量の増大等の問題があり、現時点では総合建設業者に一括発注する方式がより効率的と考えております。

県としましては、現下の厳しい景気・雇用情勢を踏まえ、今後とも地元企業・職人の受注機会増大に配慮しながら、工事の発注を進めてまいりたいと考えております。

2番（吉村和武君） 御答弁ありがとうございました。まあ、何点か。

まず、知事になんですが、私学については非常に心強いお言葉をいただいたと思います。ありがとうございます。

遊休財産の活用について、駅西のことなんですけれども、今、本当にいろいろな話が出ておまして、県民・市民レベルで話が巻き起こっております。私は、何かつくれと、こういうふうな趣旨で話をしているのではありません。いろいろな話が出ている中で、暫定的にというふうなことであれば周りの状況が動いて、周りもマンションが建ち並んでおります。県のほうにもマンションからの問い合わせ等が来ているというふうな話もお聞きしております。そうした中で、そろそろ腰を据えてあそこどうするんだという議論をぜひ始めていきたいというふうな趣旨で質問させていただきました。本当に、行っていただくとわかると思いますけれども、真ん中の部分がぼーんとあいていてどうするんだという印象

を受けております。

ぜひ、今後どうするかということの議論を始めていただきたいなというふうに思います。

また、鏡子ども政策監、話の中で聴覚スクリーニングを実施するという話がございました。私も初めて聞きましたが、非常にいいことだと思います。と申しますのは、聴覚スクリーニングに関しては、生まれてすぐ実施できるわけですがけれども、そこで検査するかしないかで、聴覚障がいを持った子供かどうかというのがわかるそうでございます。早い段階でわかると、その後に、いわゆる教育のほうでもどういった教育をしていくかということの方向づけがしやすいということがありまして、これは、なかなか任意で任せますと進まないということがあります。ぜひ、聴覚スクリーニングをしていただけるということでございますので、そこから先に教育機関とも連携をとっていただきまして、そういう障がいを持っているお子さんがしっかり成長できるようなそういう関係もぜひお考えいただきたいなというふうに思う次第でございます。

また、土木部長、分離・分割発注については、現在、難しい状況だという話をお聞きしました。非常に話はわかります。建築部門に関しては、大体三十五業種に分かれるという話でございます。それがそれぞれ組合をつくっております、もちろん予算も膨らむかもしれません。非常に事務的なものも膨大になると思っております。これまで、県も労務単価から始まりましていろいろな底辺で、底辺で言葉が悪いですが、一番下支えをしていただいている方に対する御支援・拡充してこられました、実際はこういう状況です。本当に組合の方々がやめてしまっている、廃業しているという現実です。

ぜひちょっとそこを見ていただきたいということが一つと、先ほど最後の中で、雇用対策という言葉を出されたと思います。

こういう職人さんというのは、生まれてこの方ずっと自分の技術を研さんされてきた方です。それが廃業される、結構年齢も行かれています。再就職するといったときに、本当に再就職先がありません。この道一筋でその技術でやってきたからであります。そういった方々が本当に今廃業している中でほかの業種への転換ができません。ぜひ、ここはちょっと見ていただきまして、御検討いただけないかなと思いますけれども、ちょっとそこら辺、御答弁いただいてもよろしいでしょうか。

土木部長（鹿野正人君） 議員のおっしゃることはよく理解しておりますので、ただ、現時点ではなかなかそちらの方向に進めていないということでございまして、これから検討させていただきたいと思っております。

議長（佐貝全健君） 吉村和武君に申し上げます。自席での発言は一回限りとなっておりますので、これをもって発言を終了させていただきます。

この場合、休憩いたします。

午後二時再開いたします。

午後一時五十四分 休憩